

# マニフェスト型公開討論会 マニュアル

リンカーン・フォーラム代表代行 内田 豊 [著]

- 第 1.00 版 -

2005 年 5 月 29 日

|   |    |
|---|----|
| はじめに.....                                     | 2  |
| 1. マニフェスト型公開討論会の定義.....                       | 3  |
| 2. 資料付公開討論会について.....                          | 5  |
| 3. マニフェスト型公開討論会の基本方針.....                     | 6  |
| 4. 開催の準備.....                                 | 8  |
| 4-1. マニフェスト型で行うなら、公開討論会よりも合同・個人演説会が適している... 8 |    |
| 4-2. 候補者への出演依頼.....                           | 11 |
| 4-3. マニフェスト提出依頼.....                          | 13 |
| 4-4. マニフェストの配布.....                           | 16 |
| 4-5. マニフェストの受領と確認.....                        | 20 |
| 4-6. 行政基礎データ作成と提示.....                        | 20 |
| 4-7. 主催者はマニフェスト比較表を作成しない.....                 | 21 |
| 4-8. 質問内容の作成.....                             | 22 |
| 4-8-1. 「主催者が用意しない質問」の時間を組み合わせる.....           | 22 |
| 4-8-2. 自治体運営に関する質問を試してみる.....                 | 24 |
| 4-9. コーディネーターとの調整.....                        | 25 |
| 4-10. リンカーン・フォーラム事務局への届け出.....                | 26 |
| 5. 当日の運営.....                                 | 27 |
| 5-1. 来場者への説明.....                             | 27 |
| 5-2. 公職選挙法改正アピール.....                         | 29 |
| 6. 公開討論会が終了したら（マニフェスト・サイクルへの関与）.....          | 29 |
| おわりに.....                                     | 33 |
| 資料編.....                                      | 34 |

## はじめに

本マニュアルは、リンカーン・フォーラム方式の公開討論会（合同・個人演説会を含む、以下、特に指定しない限り合同・個人演説会を含むものとする）の発展形である「マニフェスト型公開討論会」を実施するため、マニフェスト型固有の実施要綱を新たにまとめたものです。

したがって、既存の『[公開討論会完全マニュアル](#)』および、その追記版である「[Q & A](#)」、『[合同・個人演説会の開き方ポイント集](#)』と併せて使用することが前提となっています。

また本マニュアルは、よりよい公開討論会を目指し、常に追記・改定していきます。これらの最新情報は、リンカーン・フォーラムのホームページ「[Q & A](#)」で入手してください。

[リンカーン・フォーラムのホームページ](#)

<http://www.touronkai.com>

[Q & A](#)

<http://www.touronkai.com/qa/qa.htm>

なお、「マニフェスト型公開討論会」は従来型の公開討論会よりも実現が難しく、準備作業もかなり増えます。そこで、公開討論会の初心者には、マニフェスト型公開討論会ではなく、従来型の公開討論会に取り組むことを強くお勧めします。

あるいは、本マニュアルの前半で紹介する、従来型の公開討論会でありながらマニフェストを討論題材として扱いやすくした形態（[通称：資料付公開討論会](#)）であれば、初心者であっても比較的容易に実現することが出来ます。

マニフェスト型公開討論会は、すでに公開討論会を何度も実施したことがあるベテラン主催者が、より討論内容の充実を求めて取り組むことを推奨します。

## 1. マニフェスト型公開討論会の定義

マニフェストとは？

従来の選挙における「公約」のように、口約束だけで事後検証が出来ないものと異なり、**事後検証が可能な選挙公約**をマニフェストと呼びます。マニフェストは国政選挙向けか、地方自治体選挙向けかによって大きく2分されます。国政選挙の際に、政党が政権をとったときに実行を公約するものとして出すのが「パーティー・マニフェスト」です。

公職選挙法（142条の2）で「国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したもの」とされている「パンフレット又は書籍」がこれに相当します。

一方、地方首长選挙で、候補者自身が当選後の実行を事後検証が可能な形で公約したものは「ローカル・マニフェスト」です。

マニフェストには様々な解釈があり（後述のコラム参照）特に「ローカル・マニフェスト」については公職選挙法（2005年5月現在）でも、その存在が想定されていません。そこで、リンカーン・フォーラムでは「[マニフェスト型公開討論会を推進する会](#)」が提唱する以下の定義を採用します。

<マニフェスト型公開討論会におけるローカル・マニフェストの定義>

地方首长選挙で当選して首长となったときに、実際にどのような政策や職務執行を地域で行うのかについて、あらかじめその具体的項目や手法等を提示したもの。個々の施策について財源や実施期限が明示され、事後的な検証が可能であることが望ましい。

参考：新聞などで解説されているマニフェスト

新聞などでは一般的に「マニフェスト(manifesto)」のことを、「政策の数値目標、達成期限、財源、実行の手順を明記した公約」と解説しており、「政策綱領」「政権公約」などと訳されます。

ただし、これは政党による選挙が主流であり、個人で立候補するという風土がない英国で使われているマニフェストの定義を直輸入した解釈です。

英国では地方選でも政党がマニフェストを作成しますが、日本の地方自治体の選挙では政党の公認を受けない個人・無所属の立候補が多く、政党や政策シンクタンクのような政策立案専門組織を持っていないことが普通であるため、上記4つの項目を全て網羅して提示するのは難しいのが現状です。

そのため、日本の地方選挙でマニフェストを提示する場合、「事後検証可能なもの」であれば、上記4つの基準を必ずしも厳格に適用するのではなく、徐々に適用していくのが望ましいとされています。

## マニフェスト型公開討論会の定義

マニフェストを中心的な題材として行う公開討論会をマニフェスト型公開討論会と呼び、次のとおり定義します。

全国の自治体首長選挙、国政選挙に際し、政治的に中立な組織による運営の下で行われる「公開討論会」<sup>1</sup>のうち、立候補予定者（もしくは候補者）がそれぞれ有権者に向けて提示する「マニフェスト」に着目し、これを題材として具体的な政策論議に重点を置いて実施されるもの。

実施にあたっては、すべての参加者に対して、マニフェスト自体の定義や役割などについて、誰にでも分かりやすい説明が行われたうえで、討論に入ることが望ましい。

<sup>1</sup> 選挙期間前における候補予定者による討論会、もしくは選挙期間中における合同演説会

## 本マニュアル上の「マニフェスト」と、「マニフェスト型公開討論会」の位置づけ

マニフェストには、国政選挙向けのパーティ・マニフェストと、自治体首長選挙向けのローカル・マニフェストとがありますが、ローカル・マニフェストについては、その存在が公職選挙法（2005年5月現在）で想定されておらず、多くの専門家もローカル・マニフェストは配布できないものと解釈しています。実際は、この解釈は正確ではなく、著しい制限はあるものの配布可能なのですが、マニフェストの配布ひとつ取り上げても、ローカル・マニフェストの場合は事情が複雑かつ、高度に専門的です。

そこで、本マニュアルでは原則として

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ・マニフェスト       | ローカル・マニフェスト |
| ・マニフェスト型公開討論会 | 自治体首長選向け    |

に焦点を絞って解説していきます。

パーティ・マニフェストを対象とした公開討論会を開催する場合は、公開討論会（告示前）については本マニュアルに準じ、合同・個人演説会（選挙期間中）で行う場合は、『[合同・個人演説会の開き方ポイント集](http://www.touronkai.com/manual/godo/point.htm)』（<http://www.touronkai.com/manual/godo/point.htm>）を参照してください。

## 2. 資料付公開討論会について

必ずしもマニフェストを討論題材の前提としない通常の公開討論会でありながらも、一部（または全員）の候補者から希望があれば会場でマニフェストの配布を認め、マニフェストを討論の題材として扱いやすくした公開討論会を、「[マニフェスト型公開討論会](#)」との区別から便宜的に「資料付公開討論会」と呼ぶことにします。

「マニフェスト型公開討論会」と「資料付公開討論会」との違いは、公開討論会でのマニフェスト配布や、発言の中心にマニフェストを据えることが、「マニフェスト型公開討論会」では主催者の意思であるのに対し、「資料付公開討論会」は候補者の自発的意思である点です。

資料付公開討論会は、マニフェスト型公開討論会に比べて候補者に出演いただきやすく、準備や当日の進行などの多くの面でも運営が容易であり、公開討論会初心者であっても比較的簡単に取り組むことが出来る点がメリットです。

公開討論会の初心者が、はじめからマニフェスト型公開討論会に取り組むのは難しいので、まずは資料付公開討論会から着手することをお勧めします。

### 「資料付公開討論会」の開き方

- ・ 候補者が公開討論会でのマニフェスト配布を希望する場合は、それを認める
- ・ マニフェスト冊子の用意も、内容の遵法性も、候補者の自己責任とする
- ・ 主催者側が積極的にマニフェストを討論の中心に据えることはしないが、候補者自身がマニフェストを積極的にアピールして他の候補者との差別化を計るのは構わない。
- ・ 記者会見では以上の点を説明し、記事で「マニフェスト型公開討論会」と表現しないように依頼する。ただし、マニフェストを自発的意思で提示する候補者がいれば、その候補者についてはマニフェストが討論の中心となる点も強調する。

これ以外は通常のリンカーン・フォーラム方式公開討論会の開き方と同様です。

ただし、資料付公開討論会の実施に際しては、「マニフェスト型公開討論会」の開き方が参考になりますので、本マニュアルも理解しておきましょう。

### 3 . マニフェスト型公開討論会の基本方針

マニフェスト型公開討論会を実施するに当たっては、従来の公開討論会と比較して、これを取り巻く環境や公選法の規制などが複雑です。そこで、マニフェスト型公開討論会については、その特徴・特殊性に鑑みて、従来のリンカーン・フォーラム方式をベースに、本基本方針を新たに決めました。

なお、[資料付公開討論会](#)の場合も、マニフェスト型公開討論会の基本方針に準拠します。ただし、この基本方針の具体的な実現方法は、マニフェスト型公開討論会と資料付公開討論会では大きく異なりますので、次章以降で詳しく解説します。

#### (1) 法令を遵守する

公職選挙法により、選挙前にマニフェストの実行を有権者に「選挙公約」したり、公開討論会でマニフェストを配布したりすることは禁止、または著しく制限されています。

リンカーン・フォーラム方式の公開討論会主催者（以下、公開討論会主催者）は、法治国家の一員として、これらの法令を遵守してください。

そして、運営上の工夫によって、マニフェストを題材として討論できるようにします。

#### (2) 主催者はマニフェストから中立であること

マニフェストの作成を主な目的としている団体が公開討論会を主催すると、その団体のマニフェストを採用・流用した候補者（または候補予定者、以下同様）が出席する場合、その主催者は、その選挙で政治的に中立とはいえません。

また、マニフェストの評価を主な目的としている団体が公開討論会を主催すると、その団体にマニフェストを評価された候補者が出席する場合には、同様の問題が起こります。

したがって、公開討論会主催者は、その選挙におけるマニフェストから中立であることを原則とします。

#### (3) 候補者への機会の公平を保つ

マニフェストを争う選挙が広く普及するまでの間は、はじめてマニフェストを提示する候補者でも躊躇なく出席できるように、また、政策本位の討論ができるように、公開討論会主催者は、準備段階から当日の運営に至るまで、機会の公平が完全に保たれるように細心の配慮を行ってください。

#### (4) 一般の有権者の理解を助ける判断材料を提供する

一般的に、よほど政治や行政に精通している専門家でない限り、マニフェストの内容の妥当性を判断するのは難しいものです。そこで公開討論会主催者は、客観的な当該自治体に関する基礎データなどを適宜提示することにより、有権者の理解を助ける判断材料を提供することが望ましいです。

#### **(5) コーディネーターを育成する**

マニフェスト型公開討論会を司会進行するコーディネーターは、マニフェストを題材としない討論会に比べ、より高い能力と豊富な知識を必要しますが、そのような熟練者はまだあまり多くはいません。

したがってマニフェスト型公開討論会を普及するためには、公開討論会主催者がコーディネーターとして専門家を依頼せずに地元で手配できるようにすることが課題です。

公開討論会主催者は、原則として「コーディネーターは地元で育成するもの」という意識で臨んで下さい。

#### **(6) 公職選挙法を改正し、マニフェストの規制緩和を目指す**

現行の公職選挙法では、マニフェストに関する不合理な規制が多すぎて、公開討論会でマニフェストを十分に活用することができません。リンカーン・フォーラムでは公職選挙法を改正することによりマニフェストの規制緩和を目指します。そのためには、有権者に公選法の規制がもたらす弊害を認識していただくことが欠かせません。そこで公開討論会主催者は、公開討論会の場を通じて、このことを有権者にアピールしましょう。

## 4 . 開催の準備

従来型の公開討論会の準備期間は1ヶ月程度あれば大丈夫ですが、マニフェスト型公開討論会は、企画着手から当日まで2ヶ月程度の準備期間を見込むことが望ましいです。それは、候補者にマニフェストを書いていただく時間をできるだけ多く確保するとの配慮から、できれば出演交渉のファーストアプローチを公開討論会当日の1ヶ月前に行っておきたいからです。ただし、これはあくまでも「できれば」であり、実際にはそれぞれの候補者の出馬表明時期によって大きく左右されます。それでも準備はなるべく早く始めましょう。

おおよその準備スケジュールは次の通りとなります。なお、**太字部分**が従来型の公開討論会とは異なる項目です。これらの詳細説明は後述します。

主催団体を立ち上げる（既存団体であれば、実施することを決定する）

**企画作りをするとともに“基本資料”を作成する**

会場を予約する（会場は何ヶ月も前から予約が埋まっていることもあるので、できれば主催団体立ち上げに先行して仮予約しておくことが望ましい）

記者会見の準備

**候補者へのファーストアプローチ（ の訪問約束とりつけ）**

**選挙管理委員会への届け出**

候補者事務所での**出演依頼、マニフェスト作成依頼**

記者会見

参加承諾書の受領

**マニフェストの受領、確認**

**マニフェストの印刷**

**コーディネーターとの調整**

### 4-1. マニフェスト型で行うなら、公開討論会よりも合同・個人演説会が適している

マニフェスト型で行うならば、告示日前に開催する公開討論会よりも、選挙期間中に開催できる合同・個人演説会が適しています。従来型の公開討論会であれば、合同・個人演説会よりも、やや運営が楽であるため、公開討論会选择する主催者が多いのですが、マニフェスト型の場合は断然、合同・個人演説会に向いています。

公開討論会で行うか、合同個人演説会で行うかは、企画の最初に決めなければならない重要な選択肢ですので、慎重かつ迅速に判断しましょう。

理由は以下の通りです。

### **候補者全員のマニフェストが出揃うのは告示日直前になりがちなので**

公開討論会は告示日の1週間前までに開催するのが一番ポピュラーです。そこで告示日の1週間前に公開討論会を開催しようとする、実際にはコーディネーターの予習時間やマニフェストの印刷日数を考慮して、告示日の10日~2週間前にはマニフェストが出揃う必要があります。

ところが、候補者全員のマニフェストが出揃うのは告示日直前になりがちです。したがって、告示日前にしか開催できない公開討論会でマニフェストを取り扱うのは、かなり難しいのが現実です。以上の現実を考慮すると、マニフェスト型で行う場合は、告示日後に開催できる合同・個人演説会が適しています。

### **マニフェストの印刷代負担の問題**

英国では、国政選挙の際に各政党のマニフェストを、国民が駅の売店や書店などで購入するという習慣が19世紀から続いています。どの政党のマニフェスト冊子も大体2ポンド前後(約400円)で売られています。一方、わが国ではマニフェストの印刷代を誰が負担するのかが常識として定着していません。2003年秋の公選法改正で国政選挙でのマニフェスト配布が解禁されたため、その年の衆議院総選挙で各政党が一斉にパーティ・マニフェストを発行しましたが、このときは無料で配布されました。既存政党は政党助成金を得ていますので、間接的には国民がマニフェストの印刷費用を負担しているものと言えなくはありませんが、直接的には無料で入手できましたので、国民自身が費用負担しているという意識はありません。

また、ローカル・マニフェストについては、(後述の通りローカル・マニフェストの配布は公選法で著しく制限されていますが、それでも果敢に配布しようとする候補者は)候補者陣営が自ら印刷し、選挙事務所や街頭演説の場で無料配布するケースがほとんどです。

しかし、公開討論会の会場でマニフェストを配布するとなると、候補者個人の選挙運動ではないため、なかには、印刷代の負担を公開討論会主催者に要求してくる候補者もあります。無党派・市民派を標榜している候補は選挙資金が十分ではないため、この傾向が強いと予想されます。また、主催者による印刷代の負担を、公開討論会への出演条件とする候補者も出てくるでしょう。

特に困るケースは、例えば、A、B、Cの3人の候補がいて、A候補とB候補からは自陣営の費用負担でマニフェストを持ち込むと申し出いただいたが、C候補だけは主催者側で費用を負担してくれと要求してきた場合、C候補だけに費用負担をすることは公平性・中立性を欠くこととなります。しかも、適切な手続きを経ないと、候補者への寄附に関する公職選挙法違反になりかねません。

そこで、このケースにおける問題を回避するため、あるいは、候補者の選挙費用軽減に役立とうという精神から、全候補の印刷代を主催者が負担することにした場合は、こ

の印刷代が公開討論会の運営費用を大きく圧迫します。例えば、3人の候補からそれぞれ10ページの原稿を預かり、500部ずつ製本印刷すると、かなり安い印刷屋さんを使っても20万円前後はかかります。

では、英国流に発想を転換して、印刷代の負担を来場者に転嫁し、マニフェストを会場で販売するとしましょう。候補者陣営自身がマニフェストを販売することは制限付で認められていますが、公開討論会主催者がマニフェスト販売を仲介する場合、これが公選法で認められるかを最初に確認する必要があります。

さらに、販売仲介が合法という仮定で、入場時に販売すると、来場者には実質的な入場料と受け取られます。これまでのほとんどの公開討論会は入場無料であり、会終了後のカンパを貴重な収入源としていましたが、入場時にマニフェストを販売すると来場者には「もう入場料を払ったじゃないか」という心理が働き、カンパは期待できなくなります。

そこで公開討論会全体の収支を赤字にしないようにするには、マニフェスト印刷代（約20万円）と、通常の公開討論会の運営費用（約10万円）とを合計した30万円前後の費用を入場料で集める必要があります。このケースでは、500席の会場が満員になると強気に見積もるなら、入場料600円でようやく収支トントンです。来場者が300人と固く見積もるなら、入場料は1,000円にしないと赤字になります。

通常の公開討論会ならば入場無料（終了時のカンパのみ）なのに、マニフェスト型公開討論会になると入場料1,000円に跳ね上がるとすると、果たして有権者は足を運んでくれるか、はなはだ疑問です。

自治体選挙の時には、地元の有権者がローカル・マニフェストを購入するという行為が習慣化するまでは、この問題はしばらくつきまといそうです。

合同・個人演説会なら、印刷代の負担は候補者であることが公選法で明確になっているので、誰が負担するのかで揉める事は回避できます。以上のリスク回避を考慮すると、マニフェスト型で行う場合は、合同・個人演説会が適しています。

参考：ローカル・マニフェストは英国でも販売されていない

マニフェストの本家、英国と言えども、ローカル・マニフェストを自治体選挙に立候補する無所属候補が発行し、販売するという習慣はありません。それは英国の選挙では、自治体選挙といえども「政党本位・政策本位」のため選挙戦も政党中心であり、無所属候補はほとんど有権者に相手にされないため、そもそも無所属候補が数少ないからです。

また、保守党や労働党は自治体選挙向けのパーティ・マニフェストを Web サイトに掲載する程度のことはするものの、国政選挙のように冊子を駅の売店で販売したり、街頭で配布することはありません。これは投票率 70%以上の国政選挙と異なり、地方自治体選の投票率は 30%程度と国民の関心が低いことが理由だと考えられます。

日本のように無所属候補が中心の自治体選挙において、ローカル・マニフェストを競っていきこうという運動は我が国オリジナルのものであり、いまだ黎明期であるため、マニフェストの販売についても、ひとつひとつ問題を解決しながら着実に定着させていくことが必要です。

## 4-2. 候補者への出演依頼

### マニフェスト型で行いたいことを説明する

マニフェスト型公開討論会の実現するための大きな関門のひとつは、従来の公開討論会よりも出演交渉が困難であることです。

考えても見てください。マニフェストが無い選挙で再選を重ねてきた圧倒的多数の現職の勝利の方程式は、従来型の公約（事後検証できない曖昧なスローガン。あれもやる、これもやるというバラマキ型であることが多い）による選挙なのです。したがって、再選を目指す現職の多くはマニフェスト型公開討論会に出たがらないのが一般的な心理というものでしょう。（マニフェストを掲げた候補が常に当選するという時代になればこの心理も変化してくるでしょうけれど）

さらに候補者側は、自治体の選挙で「選挙運動のために使用するマニフェストを配布すること」は公選法で禁止されている（本当は「禁止」ではなく「著しい制限」。詳細と対策は後述。）ことを取り上げ、この公開討論会の出演拒否理由に挙げることは十分予想されます。

また、主催者が「マニフェスト＝出して当たり前」「マニフェストを出さない候補は選挙に出る資格がない」という姿勢だと、候補者から強い反感を買うことになりかねません。

そこでマニフェストを題材として公開討論会を実施したい場合は、候補者への出演交渉で、以下のような観点から「**安心して出演できる**」場であるということ、従来型の公開討論会での出演交渉よりもはるかに懇切丁寧に説明する必要があります。

マニフェスト型公開討論会でのマニフェストの定義は、[新聞などで解説されている定義](#)より緩やかであること

「[マニフェスト型公開討論会の基本方針](#)」に基づいて、合法的、公平、中立に実施すること

マニフェストを提示しなくても、いささかの非難もないこと

を丁寧に説明し、候補者の合意を得られるようにしましょう。

Q 1。一部の候補者はマニフェストを出し、一部の候補者はマニフェストを出さないと主張している場合はどうするか？

A 1。それぞれの候補の意思を尊重し、出すも出さないも自由とします。

公開討論会はマニフェストがなければ進められないものではありません。

公開討論会で問うテーマについて、ある候補のマニフェストに該当項目がある場合、その候補はそれを中心に語っていただければよいし、マニフェストを出していない候補の場合には、従来の公開討論会どおり、自分の考えを自由に語っていただき、事後検証できない内容について、コーディネーターが補足発言を求めれば十分です。

したがって、マニフェストの提出は必須ではありません。

なお、できればマニフェストを出さない候補にも、マニフェストを出す候補とのつりあいの観点から、主要5大政策程度をあらかじめ用意しておいていただければベターです。

Q 2。全ての候補者がマニフェストを出さないと主張している場合はどうするか？

A 2。マニフェスト型ではなく、通常の公開討論会の成立を目指しましょう。公開された討論によって候補者が当選していくという土壌を積み重ねていくことが最優先であり、マニフェスト型公開討論会に固執する必要はまったくありません。

## 出演依頼する時期

出演依頼をする時期は、候補者のマニフェスト作成期間を考慮して、できるだけ公開討論会当日の3週間から1ヶ月前に、全候補同時に依頼することが望ましいです。しかし、告示日以前に行う公開討論会の場合、告示日の1ヶ月以上も前に主だった候補が出馬表明しているとは限りません。そこで、現職（または現職が推す後継者）と新人1名が出馬表明した時点で出演依頼を開始し、その後に出馬表明した新人候補には随時依頼していくという順番にせざるを得ない場合もあるので、柔軟に取り組んでください。

しかし、マニフェストの作成依頼日と提出期限日は、どの候補も同じであるほうが良いとは言うまでもありません。これを実現するには、開催日をできるだけ投票日に近づける必要があるため、前述のように“マニフェスト型”の場合は、選挙期間中に開催できる合同・個人演説会のほうが適しているのです。

### 4-3. マニフェスト提出依頼

候補者への出演依頼の際に、マニフェストの作成と、期限内の提出を依頼します。

#### マニフェストの書式

マニフェスト提出依頼時に、候補者がすでにマニフェストを作成している、あるいは作成準備中であれば、書式は候補者にお任せします。主催者が指定する必要はありません。

ただし、書式は自由であるものの、公職選挙法によって記載できない項目がありますので、候補者陣営によく説明しておきましょう。記載できない項目とその理由は次項「[4-4. マニフェストの配布](#)」で詳述します。

本項では、もっとも重要な規制をひとつだけ紹介します。

合同個人演説会（告示後）の場合は、マニフェストに候補者の氏名（氏名が類推されるものを含む）を記載することはできません。名称を記載できるのは、候補者の確認団体名（例：活力ある市を創る会）までです。

告示前の公開討論会であれば、候補者の氏名も政治団体の名称も記載できます。

また、候補者からマニフェスト記入書式の提示を希望された場合は、[本マニュアルの資料編に掲載したサンプル書式](#)を提示するといいいでしょう。このサンプル書式を利用する場合の注意点は以下の通りです。

<<マニフェストのサンプル書式利用上の注意点>>

- 1) 文字数制限はしない。このため、記入枠を自由に拡張できる電子ファイルで提供することが望ましい。
- 2) 必ずしも、サンプル書式内の全ての項目を記述する必要は無い。例えば、「政策」「目

標」「手段」だけを記入し、「期限」と「財源」については当選後に詳細に定めるということでも構わない。(後述の<参考>を参照)

3) 図やグラフを入れることもOK

4) 告示前は、候補者の氏名や、候補者を支援する政治団体の名称を記載してよい。

告示後は、候補者の氏名(氏名が類推されるものを含む)を記載してはいけない。候補者の確認団体名(例:活力ある 市を創る会)は記載してよい。

### マニフェスト受け取り媒体の確認

マニフェストを候補者陣営から受け取る時の媒体には、

A) 人数分の冊子(印刷・製本済み)

B) 印刷原稿(紙、または電子ファイル等)のみ

の2通りがあります。

できるだけ、A)の冊子で人数分を受け取れるように交渉しましょう。

B)の印刷原稿だけを受け取る場合は、主催者側で印刷、製本をすることになります。

ローカル・マニフェストを提示する選挙が定着していない現況では、主催者側での印刷、製本を求められるケースもありがちですので心得ておいてください。

### マニフェスト印刷代の負担の確認

仮にマニフェストの印刷・製本を主催者側に求められた場合、印刷代(製本代も含む)を負担するのは候補者なのか(つまり主催者は候補者陣営から対価を得て印刷労務だけを提供する)、主催者負担なのか、あるいは来場者に負担していただくこととして販売するのが、事前に主催者内で調整しておき、この場で候補者の確認を取ります。

「[4-1. マニフェストの印刷代負担の問題](#)」でも解説したとおり、この問題は非常にデリケートで複雑あり、下手をすると、候補者の出演拒否や公開討論会そのものの不成立、最悪の場合は主催者が公職選挙法違反になるということもありますので、選挙管理委員会や弁護士、リンカーン・フォーラムと相談しながら慎重に進めてください。

### マニフェスト提出期限

マニフェストの提出期限は、公開討論会への参加承諾書の回答期限よりも後の日程で構いません。ただし、コーディネーターが予習する時間と、場合によっては、回収したマニフェストを印刷する時間を考慮し、開催日の遅くとも3日前を期限とするといいいでしょう。

<参考：マニフェストの作成にはどのくらいの時間とスタッフが必要なのか>

選挙プランナーの三浦博史氏によると、2003年4月の神奈川県知事選で当選した松沢成文氏のマニフェスト（[http://www.matsuzawa.com/kanagawa/k\\_power/k\\_power.htm](http://www.matsuzawa.com/kanagawa/k_power/k_power.htm)）は非常に精緻で完璧に近いものですが、その作成には、元神奈川県庁職員の大学教授を交えたマニフェスト委員会を作り、何ヶ月もかけて練り上げたのだそうです。

一方、同年8月の埼玉県知事選に当選した上田清司氏の場合は、投票日のわずか1ヶ月前の出馬表明ということもあり、これまでの県政に対する想いをもとに、一人で数日間書き上げてしまったそうです。その代わりに、細部にわたる事項は、当選後に県職員、県議会、県民、有識者の声を十分に聞いた上で作成すれば良いというスタンスに立ち、有権者にわかりやすい目標を期限を区切って訴えた簡単なもの（<http://www.pref.saitama.lg.jp/A02/BY00/mani/ippo.html>）になりました。

また、現職の場合は、役人を使っていくらでもデータの収集や政策を書かせることができ、また与党の議員を駆使して市民の声も適当に入れられる。しかし、新人候補の場合は役人や地方議員の協力を得られにくく、完璧に近いマニフェストを作成することはまず不可能なので、「松沢方式」と「上田方式」のどちらが良いと言うものではありません。

主催者が「松沢方式」のような完璧に近いマニフェストをイメージしていると、どうしてもそれを期待する言葉が公開討論会の出演交渉時に現れ、候補者に無用なプレッシャーをかけ、警戒心を抱かせることとなりますので十分注意しましょう。

一方で「上田方式」であれば、わずかな日数で、スタッフ無しでも、候補者の思い次第では作成可能です。最初のごく簡単なものでも構わないですから、どの候補にもマニフェストを作成していただけるようにソフトに交渉しましょう。

#### 4-4. マニフェストの配布

2003年10月の公職選挙法改正で、選挙期間中のマニフェスト配布(法律用語では“頒布”)が部分的に解禁されました。しかし、同法(第142条の2)では、マニフェストの配布が著しく制限されています。

<公職選挙法第142条の2(パンフレット又は書籍の頒布)の概要>

| 項目           | 規制内容                             | 解説  |
|--------------|----------------------------------|---|
| 対象選挙         | 衆議院議員総選挙、参議院議員の通常選挙のみ            | ・国政選挙でも、補欠選挙(統一補選も)は配布できない<br>・地方選挙は配布できない        |
| 配布できる人、団体    | 衆議院議員名簿届出政党、または参議院議員名簿届出政党のみ     | ・無所属議員は配布できない<br>・個人は配布できない<br>・現職議員のいない政党は配布できない |
| 配布できる期間      | 選挙運動期間のみ                         | 告示日前に開催する公開討論会で配布することは出来ない                        |
| 配布することが出来るもの | 国政に関する重要政策を記したパンフレットのみ           | ローカル・マニフェストは配布できない                                |
| 配布できる場所      | 名簿届出政党の、選挙事務所内、個人演説会会場、街頭演説の場所のみ | 告示日前に開催する公開討論会の会場で配布することは出来ない                     |

つまり、公職選挙法第142条の2だけを見ると、公開討論会でマニフェストの配布が認められているのは、衆議院議員総選挙、参議院議員の通常選挙における合同個人演説会だけで、しかも政党だけということになります。地方自治体選挙の場合、マニフェストの印刷物は一切配布することはできないと読み取れます。

では地方自治体選挙のマニフェスト型公開討論会では、ローカル・マニフェストを一切配布できないのでしょうか。

実はこの条文をクリアし、合法的にローカル・マニフェストを配布できる方法があります。結論から先に述べましょう。

### 公開討論会（告示前）でのローカル・マニフェスト配布方法

- ・ 複数の候補予定者のマニフェストを一緒に配布する  
1冊にまとめて綴じる必要は無いが、セットにして来場者に手渡せばベター
- ・ 選挙名の掲載は不可能だが、自治体名の掲載は可能
- ・ マニフェストに候補予定者の氏名を掲載してよい
- ・ マニフェストに候補予定者への投票依頼を掲載してはいけない

### 合同・個人演説会（告示後）でのローカル・マニフェスト配布方法

- ・ 複数の候補者のマニフェストを一緒に配布する
- ・ 書式は、候補者の[確認団体](#)（参考1）が「政治活動のために使用する政策パンフレット」として作成したのか、あるいは[本マニュアル資料編のマニフェスト書式](#)に準じたものを使用する
- ・ 選挙名の掲載は不可能だが、自治体名の掲載は可能
- ・ マニフェストに候補者の氏名、および氏名を類推できるものを掲載してはいけない。ただし、候補者の[確認団体](#)（参考1）の名称は掲載してよい
- ・ マニフェストに候補者への投票依頼を掲載してはいけない
- ・ 候補者の確認団体（参考1）が「政治活動のために使用する政策パンフレット」として作成した[マニフェストを、公営施設で配布する場合](#)（参考2）、必ず合同個人演説会の企画・運営団体が配布する。

この配布方法が合法である理由は、同じ条文の前半、すなわち第142条の1（文書図画の頒布）にあります。この条文は、「選挙運動のために使用する文書図画（ここでの文書図画とはローカル・マニフェストを意味します）」のみを規制しています。

したがって、選挙運動性がなく、純粋に政治活動が目的のローカル・マニフェストであれば、告示前はもちろんのこと、告示後の選挙期間中でも、一部の例外を除き、配布（頒布）できるのです。

このことは総務省選挙課が「純粋に政治活動が目的のマニフェストを配布することを違法とは断定できない」と回答しています（2005.2.1 原田事務官）。さらに神奈川県選挙管理委員会や千葉県選挙管理委員会は、それぞれの知事選（神奈川：2003年、千葉：2005年）で松沢成文候補や堂本暁子知事が作成したローカル・マニフェスト冊子の実物を確認し、選挙運動性が無いために配布可能であるとの判断を下しています。総務省選挙課の回答が神奈川県選管、千葉県選管の判断に比べて歯切れが悪いのは、第一に実物のマニフェストを見ていないので、個別事情は地元選管の判断に委ねるという立場だからです。そして第二に、そもそも総務省選挙課は一般論として公職選挙法への適法・違法の見解を示すことは出来ても、個別事情について判断できる立場には無く、それは警察や検察、そして最終的

には裁判所の職掌だからです。

さて、では、「選挙運動のための文書図画」「選挙運動性がある文書図画」の“選挙運動”の具体的な定義を検証してみます。

世間一般の感覚では「選挙運動」と「政治活動」の境界線は曖昧ですが、公職選挙法ではその境界線が明確に定義されていて、「選挙運動」とは「特定の選挙において、特定の候補者を当選させるために、直接または間接に働きかける行為」です。（ちなみに「政治活動」とは「政治上の目的を持って行なわれる全ての行為から、選挙運動に該当する行為を一切除いた行為」と定義されています。）

そして、「特定の選挙において、特定の候補者を当選させるために、直接または間接に働きかける行為」を満たす条件を列挙すると、

選挙を特定している

候補者を特定している

投票を依頼している

となり、この3条件を兼ね備えた、直接または間接的な行為が選挙運動です。

したがって、**選挙や候補者を特定せず、投票依頼を書いていないローカル・マニフェストであれば、選挙期間中でも配布できます。**

また、告示前であれば、出馬を表明した人であってもまだ立候補はしていない、立候補“予定”者に過ぎませんから、例えば政治団体の代表として、あるいはマニフェストの執筆者として氏名を掲載することも可能です。

ローカル・マニフェストの本来の主旨から考えれば、この3条件を満たした、まさに選挙運動のための文書こそ配布を認められてしかるべきなのですが、現行の公職選挙法の下でローカル・マニフェストを配布するためには、選挙運動性を排除しなければなりません。以上を理解のうえ、合法的にマニフェストを配布しましょう。

なお、本項の要約を、[巻末の資料編に1枚の文書](#)（公職選挙における公開討論会（告示前）および合同個人演説会（選挙期間中）の題材として、ローカル・マニフェストを頒布することについて）にまとめてあります。

公開討論会や合同個人演説会でマニフェストを配布する場合は、この文書を地元の選挙管理委員会に持参して、了解を得ましょう。

< 参考情報 >

|   | 用語、内容                | 解説   |
|---|----------------------|--|
| 1 | 確認団体                 | <p>参院選、都道府県の知事および議員の選挙並びに区長および市長の選挙において一定の要件を満たす団体が、当該選挙が公示または告示されてから届出をすることによって、選挙期間中も政治活動ができるようになります。</p> <p>この団体を確認団体と呼びます。</p> <p>候補者の後援会（選挙対策本部）とともに、実質的に候補者の選挙運動を仕切る団体であり、例えば「活力ある 市を創る会」などの名称が使われることが多いです。</p>  |
| 2 | 選挙期間中の公営施設でのマニフェスト配布 | <p>公職選挙法第 201 条の 13 の第 3 号により、候補者の確認団体が「政治活動のために使用する政策パンフレット」としてローカル・マニフェストを<b>選挙期間中に公営施設</b>で配布することができる演説会は、確認団体が開催する「政談演説会」に限られており、候補者の「個人演説会」では配布できません。</p> <p>しかし、合同・個人演説会会場で、<b>企画・運営団体が配布</b>するのであれば合法です。</p> <p>したがって、<b>合同・個人演説会は、選挙期間中に公営施設でローカル・マニフェストを配布できる、非常に数少ない貴重な機会</b>なのです。このことは、専門家でもほとんど知らない事実であるとともに、合同・個人演説会のメリットを候補者にアピールできる重要な情報です。</p> <p>本情報は千葉県選挙管理委員会にご指導いただきました。</p> |

Q 3 . ローカル・マニフェストを「販売」することは、公選法で規制されている文書図画の「頒布」に当たらないと思うので合法ですか？

A 3 . 「販売」することも有償の「頒布」にあたります。

選挙運動性が無いローカル・マニフェストを販売することは問題ありませんが、選挙運動性があるローカル・マニフェストを販売すると違法とみなされる恐れがあります。

2003 年 4 月の神奈川県知事選で松沢候補がマニフェストを 1 部 100 円で選挙事務所や街頭で販売したことが良く知られているので、「マニフェストの無料配布は出来ないが、有償での販売なら出来る」と解釈している専門家が多いのですが、上記のとおり誤解です。

マニフェスト配布の合法・違法の判断基準は、無料配布か有償販売かではなく、あくまでも選挙運動性の有無にあることを、総務省選挙課が言明しています。

Q 4 . ローカル・ マニフェストを会場入口で貸与し、 出口で回収することは公選法で規制されている文書図画の「頒布」に当たらないと思うので合法ですか？

A 4 . 会場入口で貸与することも、 短時間の「頒布」とみなされる恐れがあります。したがって、選挙運動性が無いローカル・ マニフェストであれば貸与は問題ありませんが、選挙運動性があるローカル・ マニフェストを貸与すると違法とみなされる恐れがあります。

Q 5 . 告示前に作成したマニフェストに、 立候補予定者の氏名や写真を掲載しています。これを選挙期間中に配布できますか？

A 5 . このままでは選挙期間中に配布できませんが、 以下の修正を加えることで、 配布可能になります。修正後は、 念のため地元選管に確認をとるといいでしょう。

- ・ 立候補者の氏名は、 確認団体の名称（例：活力ある 市を創る会）などに差し替える
- ・ 「私、鈴木一郎は・・・」と記載してある部分は、「私たち、活力ある 市を創る会は・・・」と主語を「私たち」に置き換える
- ・ 立候補者の写真、 似顔絵、 その他氏名を類推できるものは全て削除する

#### 4-5. マニフェストの受領と確認

候補者からマニフェストを受領したら、 念のため、「[4-4. マニフェストの配布](#)」に基づき、選挙運動性が無い文書であることを確認してください。選挙運動性があるかどうかの判断に迷う場合は、 地元の選管に実物（または印刷原稿）を見せて相談しましょう。

#### 4-6. 行政基礎データ作成と提示

多くの有権者は行政の現状を詳しくは知らないの、 マニフェストで数値目標を出されてもピンとこないのが普通です。

たとえば2003年4月の神奈川県知事選に松沢氏が提示したマニフェストで、「行政職員(常勤職員)の定数を4年間で約1,500人削減し、警察職員については安全づくりのため1,500人増員します。」という目標がありました。数値目標と達成期限が明確であり、詳細説明では実行の手順や、本政策の遂行によって人件費を約2,400億円抑制することも明示されており、大変明快です。

しかし、あなたが神奈川県民であったとしても、神奈川県という規模や歴史、現状の中で、果たして「行政職員の1,500人削減」や「警察職員の1,500人増員」という数値目標が、

挑戦的な目標なのか、このまま推移すれば自然に達成できる目標なのか、あるいは控えめな目標なのかわかるでしょうか？

この事例からも分かるとおり、マニフェストの数値目標が明確であればあるほど、行政データのこれまでの推移や将来予測、あるいは類似規模の自治体との比較情報などの客観的な情報を知らないと、その数値が妥当なのか判断しにくいものです。

もちろん、候補者には公開討論会の場でこれらの説明をしていただくのですが、限られた時間の中で説明するには限界があります。そこで、マニフェスト型公開討論会の場合、客観的な行政の基礎データなどの判断材料（参照：資料編）を主催者側で用意し、コーディネーターなどが会場で解説するとよいでしょう。

作成上の注意事項として、特定候補のマニフェストだけを引き立てる材料とならないように、行政白書に出ているような一般的な行政基礎データを普遍的に網羅するか、あるいは、どの候補のマニフェストにも共通している背景を裏付けるデータを選抜するようにしましょう。また、そのデータの出典を明示することも欠かせません。

さらに調査・分析手法が客観的で信頼性の高いものであれば、必ずしも公的機関作成のデータである必要は無く、私立大学の研究成果や、全国情報公開度ランキング（[全国市民オンブズマン連絡会議](#)が調査・発表）などのようにNPOや私的機関が発表するデータでも構いません。

次に、この行政基礎データの発表方法は、会場にパソコンやスライドの映像を投影し、コーディネーターなどが解説するのが一般的です。紙の資料として配布してもいいですが、印刷代がかさみますので、紙の資料は候補者とコーディネーターの手元資料としてのみ用意すれば十分だと思います。

また、この説明の時間は、有権者の理解を支援することが目的なので、あまり多くの時間を要する必要はありません。公開討論会の最初にまとめて説明する場合は5分～10分程度、質問の都度コーディネーター（または別途用意したコメンテーター）が説明する場合は、1分～2分づつ程度が適当でしょう。

#### 4-7.主催者はマニフェスト比較表を作成しない

候補者のマニフェスト比較表や要約集を作成して会場で配れば、来場者のマニフェスト理解の一助となるでしょう。しかし、仮に配布するとしても、公開討論会主催者自身は候補者のマニフェスト比較表作成などの編集行為をしないほうが良いです。

なぜなら、これらのマニフェスト編集機会を利用して、候補者が提出済みのマニフェストの内容変更を求めてくる場合があり、仮にこの内容変更を認めないと出演拒否をされる危険があるからです。さらに、この内容変更を認めてしまうと、他方の候補者から主催者の中立・公平性を疑われてしまう危険も高く、実際にこれが原因でマニフェスト型公開討論会を自主的に断念せざるを得なかった主催者もありました。したがって、公開討論会主催

者はマニフェスト文書そのものから中立を保つべきです。

もちろん、選挙でローカル・マニフェストを競う場合に、マニフェストの比較表や要約、解説集などの存在は有効です。もし、マニフェスト関係団体や新聞社等が自主的に作成した比較表などが存在し、候補者の合意が得られれば、会場で配布してもいいでしょう。

#### 4-8. 質問内容の作成

##### 4-8-1. 「主催者が用意しない質問」の時間を組み合わせる

質問内容の作成手順と注意事項は、原則として従来型の公開討論会と同様です。ホームページのQ & A「質問を作るときに気をつけることはなんですか？」などを参考にしながら、主催者が主導権を持って作成しましょう。そして、主催者が用意した質問は、候補者に対してできるだけ詳細に事前提示することが、当日の討論を深みのあるものにするともに、主催者の信頼を増すことにつながります。(同Q & A参照)

Q & A [質問を作るときに気をつけることはなんですか？](http://www.touronkai.com/qa/management.htm#05)

<http://www.touronkai.com/qa/management.htm#05>

ところが、あるマニフェスト型公開討論会で、質問内容を候補者に事前提示したところ、有力候補者のひとりが、「苦労してマニフェストを作成したのだから、自分がマニフェストに書いた内容以外の質問には一切回答しないし、そのような質問をする意図をもった主催者の公開討論会には出演しない」と言い出したのです。

この候補者は多くの候補者の気持ちを正直に代弁していると思います。

つまり候補者はできればマニフェストを書きたくないし、もし書いたのであれば、自分がマニフェストに書いたこと以外は話したくないのが本音なのです。

このような候補者の心理から考えると、マニフェスト型公開討論会は以下の問題に遭遇する可能性があることを予想し、あらかじめ対策を検討しておく必要があります。

- (1) 主催者が、候補者のマニフェスト記載内容以外の質問をしようとするとう出演拒否の材料とされてしまう
- (2) どの候補にも出演してもらおうとすると、質問テーマを、全候補のマニフェストの最大公約数に限定せざるを得なくなる
- (3) すると、主催者のテーマ選定の自主性が失われる
- (4) そもそもマニフェストが出揃うのは当日直前になりがちなので、マニフェストが出揃ってからテーマを選定しようとするとう、テーマ選定に十分な時間をかけられない

仮に、この事態に遭遇した場合に最優先すべきことは、テーマ選定に関する候補者の要望を公平に受容しながら、候補者の全員出演と公開討論会の成立を目指すことです。そのためには主催者の用意した質問の何割かをあきらめなければならない場合もありますが、多少の妥協はやむを得ません。

そこで、マニフェスト型公開討論会での質問作成に当たっては、このような事態が発生した場合のリスクを最小限に抑える予防策を、あらかじめ打っておくことがベターです。その予防策とは、主催者が質問を用意するスタイルに、“主催者が用意しない”質問への回答時間を組み合わせる方法です。このようにすれば、幅広い角度からの質問が行えます。以下、候補者に受け入れられる順に提示します。

#### (1) 一般有権者からの質問を行う

これには、

- ・事前に質問を新聞やホームページで一般公募する方法
- ・当日の来場者から書面で質問を受け、代表的な質問を集約して、コーディネーターが代読する方法

があります。

この方法は、有権者が行政全般のどこに強く関心を持っているのかよくわかるので、候補者にも大変喜ばれます。現在では全国どこでも良く行なわれています。

#### 大切な注意

来場者からの質問は、必ず書面で受け付け、決して会場からの直接の質問は認めないようにならねばなりません。その理由は、HPのQ&Aをご参照ください。

「[質問を作るときに気をつけることはなんですか？](#)」

3. 会場からの質問受付は書面で

<http://www.touronkai.com/qa/management.htm#05>

#### (2) フリーディスカッションにする

<参考>

Q&A [フリーディスカッション形式の進め方を教えてください](#)

<http://www.touronkai.com/qa/plan.htm#13>

フリーディスカッションであれば、主催者が用意する質問は「財政再建について」「高齢者福祉・障害者福祉について」「教育問題について」などの包括的なテーマであるため、どの候補もマニフェストでなんらかの政策を掲げているはずで、各論については、

ディスカッションの流れの中で、候補者同士やコーディネーターが適宜鋭く質問していけば、結果として候補者の見解の相違がはっきりと明らかになります。

### (3) ディベート（候補者同士の1対1の討論）にする

候補者が別の候補者を1名指名し、自ら質問して、その回答に対し反論を繰り返すスタイルです。質問する側は、相手にとって最も痛い質問を投げかけようと周到に用意してきますので、「突発的な質問への対応能力」を判断しやすい方法です。

それだけに、このスタイルは、候補者に敬遠されがちですので、受け入れていただくためには慎重な交渉が必要ですが、受け入れていただければ、フリーディスカッションと比較すると普通のコーディネーターでも司会しやすい上、米国大統領選のようなスリリングな討論が楽しめる方法です。

## 4-8-2. 自治体運営に関する質問をしてみる

マニフェストを提示する首長候補には、提示しない候補よりも一層の議会運営力やスピードを求められることとなります。そこで、政策についての質問以外に、自治体運営に関する質問を出すと、候補者の違いが、より鮮明になります。

政策の質問と異なり、細かい説明は不要なので、回答時間は1分～2分で良いでしょう。

### 1. 議会に強く反対されたらどのように対応するか

マニフェストは有権者との選挙公約ですが、議会も首長の行政チェックを有権者から委託されています。そこでマニフェストを提示して当選した首長がマニフェストを実行しようとしたときに、議会から強く反対される事態も十分に予想されます。そこで、このような事態にどのように対応するか、議会運営手腕を問う質問を入れておくが良いです。

### 2. ロケットスタート政策

英国の国政選挙は、主要政党が提示するマニフェストに掲げられた政策を国民が選択する選挙です。したがって、実行する政策と数値目標、期限、財源、手法に至るまで全てマニフェストに具体的に書いてあるので、選挙に勝ち、内閣を作ったときには、もはや、マニフェストに書いた政策の実行あるのみです。そしてマニフェストには短期間であつという間に実現でき、成果がすぐに分かる政策があらかじめ用意しており、組閣と同時にこれらの政策を一気にロケットスタートします。

日本の政府のように、大臣を拝命してから、「何をするのはこれから周囲と相談して良く考えます。。。」というのとはスピードが異なるのです。

日本の場合、地方自治体首長であれば大きな権限を持っていますので、予算を伴わない限り、一気にロケットスタートすることが可能です。

そこでマニフェスト型公開討論会では、ロケットスタートする政策を質問してみましよう。

これにより、有権者は自ら投票行為によって、世の中を短期間に変えることが出来ることが実感できるようになります。

#### 4-9. コーディネーターとの調整

マニフェスト型公開討論会のコーディネーターは、通常の公開討論会と比べて、次の点に注意してください。

- ・ どのような公開討論会にしたいのか、主催者と事前に十分な認識合わせをする
- ・ 候補者の発言に、数値目標、手段、期限、財源の各項目が含まれているかを意識する。発言に、必ずしも全項目が含まれている必要は無いが、その項目が無ければ実効性に大きな疑問があったり、事後検証できないような場合は追加説明を促す。
- ・ 従来の公約（＝口約束）が「あれもやります。これもやります。」とバラマキ型だったのに対し、マニフェストは「あれはやるけれど、これはやらない。」と、限られた財源の中で取捨選択を求められるのが本来の姿である。しかし、現状のマニフェストの中にはまだまだ「あれもやります。これもやります。」的な目標が散見されるため、同じ候補が掲げている、異なる目標に対する実現手段がそれぞれ矛盾している場合が多い。このようなケースが発見された場合には、その矛盾に対する追加説明を促す。
- ・ コーディネーターの役目はディベートのジャッジやマニフェストの論評ではなく、候補者の政策や人柄を上手に引き出して来場者に伝えることともに、候補者の違いを鮮明に浮かび上がらせることにある。そこで、マニフェストを論評して候補者を挑発したり、コーディネーター本人と候補者との討論になったりしないように注意する。
- ・ 現職と新人では、マニフェストを作成するための情報が圧倒的に現職有利であることから、現職は自分のみが知りうる情報を使って、新人の現状認識の甘さや、数値目標の不正確さ攻め立てる局面が予想される。そのような時には、現職に対してその情報が一般公開されているのかを質し、情報公開されていないのであれば、討論がフェアではないことを伝え、同じ土俵での討論になるように軌道修正を図る。
- ・ 公職選挙法では事前運動が禁止されているので、告示日前に開催する公開討論会では、投票依頼行為や自分の名前の連呼はもちろんのこと、「これが私の公約です」と、選挙

公約を宣言することも禁止されている。しかし、マニフェストはそもそも「事後検証可能な選挙公約」であるから、候補者はマニフェストを示して「これが私の公約です」と宣言したいし、コーディネーターとしても「これは有権者との約束ですね」と念を押したいところだが、いずれも禁止行為であるので、（告示前に行う）マニフェスト型公開討論会では特に意識して、「公約」という発言をさせないように注意しなければならない。この問題への対策として、従来型の公開討論会どおり、「公約」に相当する発言部分を「主要政策」「最優先政策」などに置き換え、「それではあなたの主要政策を優先度順に3つお願いします」などのように促すとよい。

または、討論開始前に「公選法の規制のため、立候補予定者の皆さんは選挙前に『選挙公約』することはできないが、選挙になれば、ここで発言されたマニフェストは選挙公約になることを予定しているものとお含みおきください」と説明しておくことにより、「財政再建についてあなたのマニフェストを発言願います」「それはマニフェストですね？」と質問することが出来る。

なお、選挙期間中は「公約」宣言も、投票依頼行為も認められている唯一の期間なので、（告示後に行う）合同・個人演説会ではこれらの行為を積極的に促したほうが良い。

このように、マニフェスト型公開討論会のコーディネーターは、通常の公開討論会に比べて高度な司会能力を要求されます。

そこで、主催者はコーディネーターを討論に集中させるため、「時間管理」「発言順管理」を専門とするコーディネーター補佐をコーディネーターと同席させることが望ましいです。

#### 4-10. リンカーン・フォーラム事務局への届け出

リンカーン・フォーラムの公開討論会ノウハウは全ての国民に開かれています。主催者には唯一、公開討論会の開催情報をリンカーン・フォーラム事務局に届け出る義務があります。

なぜなら、どんな討論会でもその討論会独自のノウハウや注意点、反省点があったり、その主催者にとってはごく普通の行為でも、他の主催者にとっては非常に役立つ前例となることがあるため、リンカーン・フォーラムでは、全ての公開討論会実績と経験を継続的改善の材料として活用し、今後の討論会のより大きな発展を目指しているからです。

そのため、本マニュアルやリンカーン・フォーラムのホームページに掲載してあるノウハウを使って公開討論会を開催する時や、リンカーン・フォーラム方式で開催したグループからノウハウを教わって開催する時は、必ず事務局に連絡してください。ご協力をお願いします。

| 段階 | 連絡方法   |
|----|--|
| 1  | 企画に着手し、会場を仮予約した<br>eメール： <a href="mailto:LF.office@touronkai.com">LF.office@touronkai.com</a>  |
| 2  | 開催が決定した<br>（日程・場所が決定し、複数の候補者から出席回答を得た）<br>HPの「 <a href="#">開催決定通知</a> 」<br><a href="http://www.touronkai.com/support/reports/reports_pre.htm">http://www.touronkai.com/support/reports/reports_pre.htm</a><br>または同じ書式でeメール |
| 3  | 開催を終えた<br>HPの「 <a href="#">開催結果報告</a> 」<br><a href="http://www.touronkai.com/support/reports/reports_after.htm">http://www.touronkai.com/support/reports/reports_after.htm</a><br>または同じ書式でeメール                             |
| 4  | 開催を断念した<br>eメール： <a href="mailto:LF.office@touronkai.com">LF.office@touronkai.com</a><br>断念理由を記述してください   |

## 5. 当日の運営

### 5-1. 来場者への説明

マニフェスト型公開討論会では、実際の討論に入る前に、来場者に対して以下の説明を実施することが望ましいです。

- ・ マニフェストの定義（これまでの公約とマニフェストの違い）
- ・ 公開討論会の場合は、公選法の規制で「選挙公約」と発言することができないが、ここで発言されたマニフェストは、選挙になれば選挙公約になることを予定しているものと理解いただきたいこと
- ・ 合同・個人演説会の場合は、公選法の規制でマニフェスト冊子に候補者の氏名を記載できないので、どのマニフェストがどの候補のものであるかの識別方法（例：確認団体の名称で識別するなど）
- ・ 該当地域の現状を理解するための基礎データ（[4-6.行政基礎データ作成と提示](#)）

[解説] 告示前の公開討論会では「公約」という言葉が使えない

告示日前に開催する公開討論会で選挙公約を宣言すると、公職選挙法で禁止されている事前運動に当たる恐れがあります。このため公開討論会で政治課題に対する考えや解決策を質問したり発言したりするときには「公約」という表現を用いず、「主要政策」などの表現に置き換えているのは前述の通りです。

なお、リンカーン・フォーラム方式の公開討論会では事前運動の中でも最も選挙運動性の強い「投票依頼行為」を厳格に禁止しているので、仮に「私の公約は です」と発言してしまったとしても「貴方の清き1票をお願いします」と言わなければ、厳密には事前運動にはなりません。安全のために「公約」という発言も控えていただいているのです。

ところで、2003年4月の統一地方選では北川正恭・三重県元知事が知事選候補者にマニフェストの提示を呼びかけたため、マニフェストという用語はその年の流行語大賞になるほどマスコミで頻繁に取りざたされるようになりました。

そして、一部の首長選出馬予定者が選挙前にローカル・マニフェストを発表し、マスコミでは選挙前にマニフェストのことを「選挙公約」と訳すことが多かったため、リンカーン・フォーラム方式をご存知の方でも「もはや選挙前に選挙公約を掲げても問題がなくなったのではないか？」とされている方も少なからずいらっしゃると思います。

しかし、私たちは驚くべき事態に遭遇しました。

2003年4月の統一地方選で、もっとも積極的にマニフェストを掲げていた知事のひとりである増田寛也・岩手県知事が、公開討論会のテーマに「選挙公約」としてのマニフェストを取り上げることを頑なに拒んだのです。

理由は明快でした。

増田寛也・岩手県知事は、対立候補や悪意あるマスコミに「告示前なのに公約を発言した」と揚げ足を取られ、公選法違反の嫌疑を懸けられかねないことを懸念したのです。

この事態に公開討論会主催者は、マニフェストの訳を「選挙公約」ではなく「政策綱領」という表現を使うことを徹底することと、マスコミに対しては報道時に「政策綱領」という訳を使うことを要請することで切り抜けました。

この事例からわかるとおり、マニフェストという表現には何の問題はなくても、その翻訳に「公約」という表現を使うことは、告示前に行う公開討論会では厳に慎む必要があるとともに、そのことを、マスコミ・来場者・出馬予定者に十分理解いただくように働きかけることが大切です。

## 5-2. 公職選挙法改正アピール

これまで解説してきたように、公職選挙法の不合理な規制のため、公開討論会でマニフェストを配布することも、その公開討論会を自由に開くことすらも、大変な制約を受けています。これらの問題を解決し、民主主義を当たり前のように根ざしていくためには、公職選挙法を改正する必要があります。そして、そのためには、一般の人がこの問題を認識し、様々な手段を使って国会議員やマスコミに改正を働きかけることが近道です。

公開討論会は、この問題を国民、政治家、マスコミにアピールする絶好のチャンスです。主催者は以下のような手段を利用して、公選法改正をアピールしましょう。

- ・ 入場時に、公選法改正チラシを配る
- ・ 場内に公選法改正ポスターを貼る
- ・ 討論開始前に公選法改正を呼びかける
- ・ 閉会挨拶時に公選法改正を呼びかける
- ・ 討論中、折に触れ説明する
- ・ アンケートで、公選法改正の必要性を問う

なお、公選法改正チラシは構想日本の Web サイトから入手できます。

[構想日本](http://www.kosonippon.org)

<http://www.kosonippon.org>

構想日本の提言 [「マニフェスト」をきっかけに「公職選挙法改正」を実現しよう！](http://www.kosonippon.org/doc/?no=224)

<http://www.kosonippon.org/doc/?no=224>

同、[印刷用チラシ](http://www.kosonippon.org/doc/pdf/200502kousen.pdf)

<http://www.kosonippon.org/doc/pdf/200502kousen.pdf>

## 6 . 公開討論会が終了したら（マニフェスト・サイクルへの関与）

マニフェスト型公開討論会を終了しましたら、従来の公開討論会の終了時と同様に

- ・ 関係者へのお礼
- ・ 決算書の作成、発表
- ・ アンケートの分析、発表
- ・ 反省会の実施
- ・ リンカーン・フォーラム事務局への結果報告

を必ず行ってください。

ところで、英国にはマニフェストの効果を実行ならしめるために、マニフェストの提示から、(次の選挙に向けた)達成度の検証までの一連のサイクル(=マニフェスト・サイクル、

下図参照)があります。日本には2005年春の段階ではマニフェスト・サイクルは根付いていませんが、2003年春の統一地方選以降にマニフェストを掲げて当選した首長の自治体や、民間の[ローカル・マニフェスト推進ネットワーク](#)(代表・北川正恭早大大学院教授)などが、徐々にマニフェスト・サイクルを整備しつつあります。

## 【マニフェスト・サイクル】

### 1. 選挙でマニフェストを発表

マニフェスト型公開討論会、通常の公開討論会

当 選

### 2. マニフェストを実現させる体制・計画を作成

### 3. マニフェスト実現計画に基づく、具体的な事業の実行

### 4. マニフェストの達成度の検証

自治体による検証    首長自身による検証    議会による検証    マスコミによる検証  
民間団体による検証

このサイクルの終盤にある「マニフェストの達成度の検証」は非常に重要なプロセスですが、「[マニフェスト型公開討論会の基本方針](#)」に示したとおり、主催者自身が、マニフェストの達成度の検証を主な目的として継続的に活動すると、候補者の立場から見た政治的中立性を失い、次回の公開討論会開催に大きな支障をきたします。

公開討論会を経験したことのない方は、「第三者的に客観的にマニフェストを評価することは政治的中立から逸脱するはずがない」とお考えになるでしょうし、それは正論です。しかし、公開討論会における政治的中立性とは、客観的に見て中立公平だけでなく、これに出演する候補者陣営や、宣伝に協力いただくマスコミなどの立場(=彼らの主観的立場)から見ても中立性が求められるのです。

具体例を挙げましょう。

仮に、ある選挙でマニフェスト型公開討論会を実施した主催者が、その選挙で当選した首長のマニフェスト達成度を評価したとします。その評価手法は科学的かつ客観的で、その道の専門家にも高く評価され、結果として達成度は50%であると導き出されたとしましよう。

しかし、マニフェストの達成度評価はその自治体の専門組織や首長自身も行います。彼ら

の評価基準での算出は達成度 70%だったとすると、この公開討論会主催者は首長に対して 20 ポイントも厳しく、敵対的なグループとみなされてしまいます。この首長に次の公開討論会に出演していただける可能性は大きくダウンすることは間違いありません。

一方、次の選挙に出馬しようとしている対立候補や、首長と対立している議会（仮に対立していたとする）から見れば、公開討論会主催者の評価基準は甘いものであり、彼らの基準で評価すれば達成度は 20%になるかもしれません。この時点で対立陣営からみれば、この公開討論会主催者は現職寄りと映ってしまい、次の公開討論会に出演してもらえる可能性がダウンします。場合によっては「公開討論会の主旨には賛同するが、あの主催者の中立性には疑義があるので参加しない。」などの声明を発表されることもあります。こうなると、いくら主催者の皆さんが反論しても、もはや泥仕合となってしまいます。

公開討論会主催者がマニフェストの評価や作成に深く関与していくと、常にこのようなりスクが付きまといます。したがって主催者自らマニフェストの評価は行わず、それを本業とする組織（自治体、首長、議会、マスコミ、民間団体など）に任せるべきです。

ただし、公開討論会主催者にも、マニフェスト評価の支援は可能です。以下のようなマニフェスト評価支援を公開討論会終了後に実施することを、マニフェスト型公開討論会のオプションとして検討してみましょう。

### **オプション マニフェスト型公開討論会での発言記録を残す**

マニフェスト冊子がいかに立派に作成されたとしても、各々の政策の優先順位や具体的な実現方法、行間に隠れた真意、達成にかける熱意などは、候補者自身の言葉による発表に勝るものではありません。そして公開討論会は、そのための最適の場です。

この公開討論会で発言された内容は、後にマニフェストが評価されるときに非常に良い材料となるでしょう。

そこで、公開討論会での発言記録を残すことをお勧めします。

発言された音声を文書化（テープ起し）し、Web サイトに掲示しておく方法が一番望ましいですが、2 時間前後の音声ですので、専門業者に頼むと 2 ～ 3 万円かかり、個人で実施すると 1 週間程度かかるようです。

資金や時間に余裕がある場合はこれらの方法も良いですが、もっと手軽な方法として、音声を Web サイトに登録し、パソコンから音声を聞けるというサービスがあります。

リンカーン・フォーラムの提携サイト「[選挙情報専門サイトElection.](#)」が「公開討論会インターネット音声配信サービス」を格安料金（2,000 円～）で提供しており、選挙期間中も放送、半永久保存という高い価値もあるため、ぜひ利用してみたいはいかがでしょうか。

[Election.の 公開討論会インターネット音声配信サービス](http://www.touronkai.com/support/broadcast/election.htm)

<http://www.touronkai.com/support/broadcast/election.htm>

配信事例：[千葉県知事選 マニフェスト型合同個人演説会（2005年）](http://www.election.co.jp/topics/20050311.html)

<http://www.election.co.jp/topics/20050311.html>

## **オプション マニフェスト検証組織を一堂に会した公開討論会を行う**

前述の通り、マニフェストの検証は様々な組織が実施します。各組織がそれぞれの立場からマニフェストの検証結果を発表しますが、すべての検証結果を中立な立場で比較すると、**「検証作業には関与しない」主催者の運営による公開討論会がベストです。**

リンカーン・フォーラム方式の公開討論会マニュアルは公職選挙用に作られていますが、これをベースに選挙以外の各局面や、あるいは選挙とは関係なく特定の政治課題を論じる公開討論会などへも流用可能です。

例えば、メインゲストとして首長をお迎えし、その他のパネリストとして、自治体のマニフェスト評価専門組織、議員、マスコミ、民間のマニフェスト評価機関などの担当者を一堂に会した公開討論会であれば、誰の目からも中立であり、首長も安心して出席できるでしょう。

この、マニフェスト検証組織を一堂に会した公開討論会については、リンカーン・フォーラムも未経験の分野（2005年5月現在）であり、今後、関係組織と連携を図りながら内容を固めていきたいと思えます。

## おわりに

本マニュアルの「はじめに」で、「『マニフェスト型公開討論会』は従来型の公開討論会よりも実現が難しく、準備作業もかなり増えます。」と述べました。

従来の公開討論会であれば、既存の『[公開討論会完全マニュアル](#)』、『[Q & A](#)』、『[合同・個人演説会の開き方ポイント集](#)』で開催手法がほぼ確立されています。そこに「マニフェスト」という冊子を配るだけで、なぜ実現そのものが難しくなるのかと、びっくりされた方が多かったと思います。しかし、本マニュアルを通して、その理由や現在のマニフェストを取り巻く状況がお分かりいただけたのではないかと思います。

今日でこそ開催回数が 900 回を超える公開討論会（2005 年 5 月現在）も、リンカーン・フォーラム設立初期の 1997 年～1999 年は候補者になかなか出席いただけなかったり、選挙管理委員会の誤解でストップをかけられたなどの理由で開催を断念せざるを得ないケースが随分多くありました。現在のように選挙のたびに当たり前に開かれるようになったのは、全国の志ある方々がリンカーン・フォーラム方式を真摯に熱意を持って実行され、候補者や選管、マスコミとの信頼関係を確立されてきたからに他なりません。

マニフェスト型公開討論会も、最初の扉こそ重いですが、熱意を持ってこの扉を開く人が増えてくれば、ある臨界点を越えた時に一気にブームになるでしょう。

これを後押しするかのようにより、ローカル・マニフェストに対する公職選挙法の厳しい規制を緩和しようという動きが各方面で活発に行なわれており、早ければ 2005 年度中に、候補者氏名入りのローカル・マニフェストを選挙期間中配布ができるようになる可能性も見えてきました。また、マニフェストに理解を示す首長も着実に増加の一途をたどっています。

リンカーン・フォーラム方式の公開討論会は 2000 年に『[公開討論会完全マニュアル](#)』を刊行してからも、常に進化を続けています。ディベートやフリーディスカッションが数多く採用されるようになり、1 回の選挙で複数回開催されることも少なくありません。選挙期間中に開催できる合同・個人演説会も増加中で、すで全開催回数の 1 割を超えています。

これらの進化形公開討論会は、いずれも候補者の違いをより鮮明に浮き上がらせ、選挙の選択基準をより明快にします。しかし、マニフェスト型公開討論会は、その時点での選挙の材料だけでなく、2 年後、3 年後、4 年後の事後検証で最も重要な材料となるものであり、これまでの公開討論会になかった「価値が長期的に持続する」という長所があります。

さらに、候補者だけでなく有権者もが選挙公約の重みを学ぶ大事な機会となります。

本マニュアルがマニフェスト型公開討論会普及の一助となり、日本に理想の民主主義が実現される礎となれば幸いです。

## 資料編

- 1．公職選挙における公開討論会（告示前）および合同個人演説会（選挙期間中）の題材として、ローカル・マニフェストを頒布することについて
- 2．マニフェスト記入サンプル書式
- 3．行政基礎データ資料サンプル

2005年2月4日

公開討論会支援NGOリンカーン・フォーラム

公職選挙における公開討論会（告示前）および合同個人演説会（選挙期間中）の題材として、ローカル・マニフェストを頒布することについて

**質問**

公職選挙における公開討論会（告示前）および合同個人演説会（選挙期間中）の題材としてローカル・マニフェストを頒布することができますか？

< 公職選挙法 >

（文書図画の頒布）第 142 条、（パンフレット又は書籍の頒布）第 142 条の 2

**回答 千葉県選挙管理委員会、神奈川県選挙管理委員会、総務省選挙課**

選挙運動性がなく、純粋に政治活動が目的のパンフレットであれば頒布できます。

なお、選挙運動性があるかどうかの一般的な判断基準は以下の通りです。ただし総務省選挙課や選挙管理委員会は個別事例について判断できる立場にはなく、それは警察や検察の職掌ですのでご了承ください。

「選挙運動のために使用する文書図画」の「選挙運動」とは

特定の選挙で、特定の候補を当選させるための行為

以下の 3 条件を合わせて兼ね備えた直接または間接的な行為

選挙を特定している      候補者を特定している      投票を依頼している

公開討論会での具体的なローカル・マニフェストの頒布方法（政治活動として認められる）

| 対象      | 期間    | 具体的な頒布方法  | 事例          |
|---------|-------|---|-------------|
| 公開討論会   | 告示前   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 複数候補予定者のマニフェストを一緒に配布する</li><li>・ 選挙名の掲載は不可能だが、自治体名の掲載は可能</li><li>・ 氏名：掲載可能      投票依頼：掲載不可能</li></ul>  |             |
| 合同個人演説会 | 選挙期間中 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 複数候補者のマニフェストを一緒に配布する</li><li>・ 候補者の確認団体が「政治活動のために使用する政策パンフレット」として作成したマニフェスト、またはリンカーン・フォーラム指定の書式を用いる</li><li>・ 選挙名の掲載は不可能だが、自治体名の掲載は可能</li><li>・ 氏名および氏名を類推できるものは掲載不可能</li><li>・ 投票依頼：掲載不可能</li><li>・ 企画運営団体が、会場内で配布する</li></ul> | 2005年千葉県知事選 |

## 資料2 マニフェスト記入サンプル書式

### 【マニフェスト記入要綱】

- 1) 下の書式に記入し、電子ファイルを電子メールに添付して、提出してください。
- 2) 記入枠は、必要なだけ増やしてください。
- 3) 文字数制限はありません。記入枠の大きさは必要に応じて拡張してください。
- 4) 「目標」「手段」「期限」「財源」の各項目を、必ずしも全ての記述する必要はありません。例えば、「目標」「手段」だけを記入し、「期限」と「財源」については当選後に詳細に定めるということでも構いません。
- 5) 図やグラフを入れることも自由です。
- 6) 会場では、本記入要綱を除いた部分をそのまま印刷して利用します。
- 7) 候補者（または立候補予定者）の皆様の氏名（氏名が類推されるものを含む）は記載しないでください。

提出期限                    月        日（    ）                    時  
提出先                        aaaa@abc.com        まで

\*\*\*\*\*

### 【マニフェスト記入書式】

|      |  |
|------|--|
| 政策 1 |  |
| 目標   |  |
| 手段   |  |
| 期限   |  |
| 財源   |  |

|      |  |
|------|--|
| 政策 2 |  |
| 目標   |  |
| 手段   |  |
| 期限   |  |
| 財源   |  |

## 本マニュアル配布に関する注意事項

本マニュアルは以下の条件の下で自由に配布できます。

- 1 . 本マニュアルを配布する場合は、印刷や送料などの実経費を除き、無償で配布してください。
- 2 . 本マニュアルを配布する場合は、この注意事項も必ず添付してください。
- 3 . 本マニュアルの著作権は、リンカーン・フォーラムにあります。
- 4 . 本マニュアルを配布する場合は、必ず著作者名を目立つところに記載してください。
- 5 . 本マニュアルの全文または一部をホームページ、電子掲示板、メーリングリスト、書籍、雑誌などのメディアに掲載する場合は、その都度リンカーン・フォーラム事務局に許可を得てください。
- 6 . 本マニュアルを用いて公開討論会を実施する場合は、リンカーン・フォーラム事務局に届け出てください。  
届け出書式) <http://www.touronkai.com/support/notification.htm>

### < 公開討論会支援 NGO リンカーン・フォーラム >

住所 〒272-0114 千葉県市川市塩焼 2-2-1-915  
電話 047-397-4612  
FAX 047-397-4612 または 020-4669-6727  
緊急連絡先 090-9960-7217 ( 代表代行兼事務局長：内田 )  
e-MAIL [LF.office@touronkai.com](mailto:LF.office@touronkai.com)